

令和5年度ひたちなか市市勢要覧作成業務委託に係るプロポーザル実施要項

ひたちなか市の市勢や市が有する自然、歴史等の情報を総合的に分かりやすく取り上げながら、市の魅力を紹介することができる市勢要覧を作成するにあたり、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度ひたちなか市市勢要覧作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和5年度ひたちなか市市勢要覧作成業務委託仕様書」のとおりに従う
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所 ひたちなか市企画部市長公室広報広聴課
- (5) 委託上限額 3,300,000円（消費税を含む）

2. プロポーザルの採用理由

今回委託する業務は、ひたちなか市市勢要覧を作成するにあたり、企画検討、デザイン制作、原稿作成、印刷製本等、納品まで一連の業務であり、最も適切な創造力、技術力、経験、実績等を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって行う。

3. 参加資格条件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) ひたちなか市から「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整等に迅速かつ的確に対応できる者。

4. プロポーザルへの参加申し込み等

- (1) 募集方法 市ホームページで公募
- (2) 募集期限 令和5年5月25日（木）必着
（受付時間：土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時00分）

(3) 書類の配布

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和5年5月8（月）から令和5年5月25日（木）まで、ひたちなか市役所企画部市長公室広報広聴課窓口で配布する。また、市ホームページからダウンロードすることも可能。

(4) 申込方法

次の書類をそれぞれ1部ずつ持参または郵送で提出するものとする。

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 法人概要書（様式第2号）
- ③ 業務経歴書（様式第3号）

添付書類：

- 1) 商業登記事項証明書又はその写し（発行3カ月以内のものであること）
- 2) 地方税及び国税に滞納がないことの証明書
・地方税（写し可：法人市民税）
・国 税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む））
いずれも発行3カ月以内のものであること。
- 3) 直前事業年度の財務諸表の写し
- 4) 印鑑証明書の写し（発行3カ月以内のものであること）

(5) 受付場所 ひたちなか市企画部市長公室広報広聴課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話：029-273-0111 内線1151

(6) 参加資格審査

参加申込書等の提出資料に基づき審査を行う。参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知（様式第4号）を郵送で通知する。

通知日 令和5年5月31日（水）

5. 質問受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第5号）を郵送、持参または電子メール（必ず受信確認の連絡を行うこと）で提出すること。電話による質問は受け付けない。また、質問は企画提案書等の作成に関する質問のみとする。提出された質問に対する回答は、市ホームページに公表し、個別に回答は行わない。

(1) 受付期限 令和5年6月8日（木）正午必着

(2) 提出場所 ひたちなか市企画部市長公室広報広聴課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話：029-273-0111 内線1151

E-mail：kouhou@city.hitachinaka.lg.jp

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年6月20日（火）正午必着

(2) 提出場所 ひたちなか市企画部市長公室広報広聴課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話：029-273-0111 内線1151

(3) 提出方法

次の書類をそれぞれ10部ずつ持参又は郵送で提出するものとする。

- ① 業務実施体制（様式第6号）
- ② 企画提案書（A4版様式任意）
- ③ 表紙及び本文等の具体的なデザイン案

※別紙「令和5年度ひたちなか市市勢要覧作成業務委託仕様書」に掲載の目的を達するにふさわしいデザインとすること。

※標題については文字を記入すること。また、標題以外の文字面は○等で表すこと。

※写真は市ホームページ、観光パンフレット等から引用することができる。

- ④ 見積書（様式第7号）及び積算内訳書（任意様式）
- ⑤ 過去に受託作成した市町村勢要覧、パンフレット等の成果品

7. 審査について

(1) 選定方法

本プロポーザルにおける審査は、市が設置する「令和5年度ひたちなか市市勢要覧作成業務委託事業者選定委員会」で企画提案書等を総合的に審査し、最も評価の高い者を事業者として選定する。ただし、見積金額が3,300,000円を超えている場合は、その企画提案書等は審査から除外する。

(2) 審査項目 別表1のとおり

(3) 審査方法

①最優秀提案者の決定

各委員の採点により、総合得点第1位とした委員数の多い者を最優秀提案者とする。

②1位とした委員が同数の場合の判定

1位とした委員が同数の場合は、1位とした委員の総合得点合計点数により得点数の多い者を最優秀提案者とする。

(4) プレゼンテーション（※）

①開催日時 令和5年6月29日（木）予定

②開催場所 ひたちなか市役所内

③その他

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。時間は約20分程度。開催日時については、変更になる場合があるので、別途詳細を通知する。

(※) プレゼンテーションについては、社会情勢によりビデオ動画等の送付による実施、または実施しないことがある。

プレゼンテーションの実施の有無及び実施方法については、4（6）参加資格審査結果の通知にあわせて連絡する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者すべてに令和5年度ひたちなか市市勢要覧作成業務委託事業者選定結果通知（様式第8号）を郵送で通知する。

通知日 令和5年7月3日（月）予定

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難な状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義等に反する行為があった場合

9. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者とひたちなか市の間で、委託内容、委託金等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者はひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第147条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第147条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) その他

①契約代金の支払は、目的物の引渡し完了した後に行うものとする。

②受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届を提出するものとする。なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とするものとする。

10. その他の事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。また、非公開とする。
- (2) 完成した市勢要覧のデータは広報広聴課に渡すものとし、原版およびデータの所有権、印刷物の著作権等、一切の権利はひたちなか市に帰属するものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加申込者の負担とする。
- (4) 企画提案書及び見積書は、1参加者につき1提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。
- (5) 参加事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。